

令和6年1月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年1月5日(金) 午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番	松本康博	2番	香月英昭
3番	中村津多子	4番	西村徳義
5番	井手悦郎	6番	高塚和行
7番	江頭和夫	8番	釘本勝
9番	大屋博幸	10番	古賀榮一
11番	北島英文	12番	(欠番)
13番	秋丸政光	14番	江里口泰信

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第4号議案 農用地売渡等の希望申出について

第5号議案 非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

7. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和6年1月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さん明けましておめでとうございます。 今年のお正月は能登半島の大きな地震から始まって、それに伴う自衛隊機に日航機が衝突という暗いニュースでスタートいたしました。 事故とか災難、災害は予期せぬときに来るものでございます。私たちがそういうものに対しては日常いつも注意いたしておりますが、どこでどういう災難が待っているか分かりませんので、自分たちも心を引き締めて、正月早々でございましたけれども、今年は心を引き締めて生活せにやいかんなということを痛切に感じました。 そして、農業のほうでは麦の生育状況も良好でございまして、これからの天候次第でいくらかは左右されるんじゃないかなと思っております。 農業情勢も厳しいばかりでございましてけれども、神明という米の会社がございまして、その予測では、今の状況では2040年には米がほとんど足らなくなると言っておりました。政府は少子化に伴って米はおおむね足ると言っておるそうでございますけれども、業者からすれば米は足りない。そして、農業者の減少に伴って、米が足らなくなったときには騒動をせにやいかん状況が来るのではないかと言っておりました。</p>
事務局	<p>私たちは農業に携わって農業委員をさせていただいております。後継者問題、それから、さっき、いろいろ書いてあるという新聞のことも言われましたけれども、これからは農業にもっともっと目を向けて生きにやいかんのかなと思いました。 今日は令和6年の初会でございます。第1号議案から第5号議案までございまして、皆様方の御協力をいただいて、スムーズに進行できるようにお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これから農業委員会を開催いたします。よろしく申し上げます。 ありがとうございました。 本日は出席委員13名で、全員の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、ただいまから令和6年1月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名させていただきます。 13番秋丸委員、1番松本委員に申し上げます。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p>

議 長	<p>この案件の場所は岩松小学校東の小城町永泉寺地区にある農地で、申請理由は贈与です。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>資料は5ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は国道203号北の小城町一本松地区にある農地で、申請理由は贈与です。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>資料は9ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は祇園川西の三日月町深町地区にある農地で、申請理由は贈与です。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は2ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は8件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料は13ページからとなります。</p> <p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件は、牛津川遊水地事業により遊水地となる小城町上右原区、下右原区、山崎区の集団移転先として整備するものです。</p> <p>場所は、三里小学校北の小城町小隈地区を通る市道西川西小路線西にある農地</p>

で、転用目的は宅地分譲44区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に調整地へ排水し、その後、東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に調整地へ排水し、その後、東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、地域整備法に該当するもの、その他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合であり、許可し得るものと判断しております。

なお、今回の集団移転のために小城市牛津川遊水地事業に係る農用地保全条例を制定し、農地保全計画を策定されております。

以上でございます。

この案件については7番江頭委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

報告いたします。

改めておめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、先ほど事務局から説明があったとおりでございます。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判断について、地元事業計画を説明され、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、土留工事を実施され、排水は合併浄化槽を設け近辺の川に排水するので、影響はないと思われる。

その他の特記事項について、令和5年11月に説明を受け確認しています。

令和6年1月5日、農業委員、江頭。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として異常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は34ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件は、牛津川遊水地事業により遊水地となる小城町上右原区、下右原区、山崎区の集団移転先として整備するものです。

場所は、三里小学校北の小城町坂井地区を通る市道西川西小路線西にある農地で、転用目的は宅地分譲45区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に調整池へ排水し、その後、東側水路へ排水

議 長
7 番

議 長

事務局

されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に調整地へ排水し、その後、東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、地域整備法に該当するもの、その他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合であり、許可し得るものと判断しております。

なお、今回の集団移転のために小城市牛津川遊水地事業に係る農用地保全条例を制定し、農地保全計画を策定されております。

以上でございます。

議 長

この案件については7番江頭委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

7 番

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、先ほど事務局から説明があったとおりでございます。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、土留工事を実施され、排水は合併浄化槽を設け近辺の川に排水するので、影響は少ないと思われる。

その他の特記事項について、令和5年11月に説明を受け確認しています。

令和6年1月5日、農業委員、江頭です。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

資料は53ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は佐賀県農業協同組合野菜集出荷所北の三日月町本告地区にある農地で、転用目的は特定建築条件付売買予定地9区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については3番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

3 番

農地法第5条申請事前調査事項を言います。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりです。

調査事項として、イ、申請目的及び位置の検討について、申請目的により申請地を選定した理由は適当であると思います。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図等により適当であると判断しました。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、また、雨水排水についても東側側溝へ放流するということで、周辺農地への影響はないと思います。

その他の特記事項については特にありませんでした。

令和6年1月5日、中村です。よろしく御審議くださいませ。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号4について説明をいたします。

資料は62ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所は須賀神社南の小城町横町地区を通る市道松尾横町線南にある農地で、転用目的は特定建築条件付売買予定地13区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内が第2種農地となりますが、小城市役所小城出張所を中心とする半径500メートルの円で囲まれる区域内に占める宅地の割合が40%を超えており、その割合が40%になるまで最大で半径1キロメートルまで延長できます。申請地は小城出張所から約830メートルのところにあるため第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件につきましては私のほうが事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

事務局から報告のあった農地法第5条申請事前調査事項を報告します。

申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は合併浄化槽で処理する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

令和5年12月25日、事前調査済みです。

令和6年1月5日、農業委員、江里口泰信。以上です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は3ページを御覧ください。

申請番号5について説明をいたします。

資料は72ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号5について事務局より説明)

この案件の場所は医療法人ひらまつ病院北の小城町三間寺地区を通る市道大門馬場線東にある農地で、転用目的は特定建築条件付売買予定地5区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に西側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に西側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については私のほうが事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

事務局より報告のあった第5条申請事前調査事項を報告いたします。

申請目的及び位置の検討について、転用地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できる。

計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は合併浄化槽で処理する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

その他の特記事項、令和5年12月25日、事前調査済み。

令和6年1月5日、小城市農業委員会、農業委員、江里口泰信。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

事務局

議長

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号6について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号6について説明をいたします。

資料は82ページからとなります。議案資料はナンバー2のほうとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号6について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号東の三日月町五条地区を通る市道五条四条線北にある農地で、転用目的は建売分譲住宅3棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

資料89ページを御覧ください。

所有者が農地法の手続をせずに資材置場等として利用されているため、始末書を提出されております。

以上でございます。

議長

この案件については3番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

3番

農地法第5条申請事前調査事項を発表します。

譲渡人、譲受人、申請目的、転用目的は事務局の説明のとおりです。

調査事項として、イ、申請目的及び位置の検討については、利用目的により申請地を選定した理由は適当であると思います。

ロ、計画面積の検討については、利用計画図等により適当であると判断しました。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

ニ、被害防除施設及び用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は下水道へ接続され、また、雨水排水は東側側溝へ放流することで、特にこの地区は田んぼがありませんので、農地への影響はないと思います。

その他の特記事項については、事務局より説明のあったとおり、事前に埋立てと
いうか、砂利とかを置いておりますので、始末書を添付されておりました。

令和6年1月5日、中村です。よろしく御審議のほどお願いします。

議長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号7について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号7について説明をいたします。

資料は90ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号7について事務局より説明)

この案件の場所はゆめぶらっと小城北の小城町住吉町地区を通る主要地方道小城富士線南にある農地で、転用目的は建売分譲住宅12棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側道路側溝へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側道路側溝へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は県庁、市役所、町役場(これらの支所を含む)等からおおむね300メートル以内にある第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地は小城市役所小城出張所から約240メートルに位置しております。

以上でございます。

この案件については私が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

事務局より説明のあった農地法第5条申請事前調査事項を報告します。

申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は合併浄化槽で処理する計画で、周辺への影響は少なく適当であると判断できる。

その他の特記事項について、令和5年12月25日、事前調査済みでございます。

令和6年1月5日、小城市農業委員会、農業委員、江里口泰信。以上です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号7について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号7は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、申請番号8について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号8について説明をいたします。

資料は100ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号8について事務局より説明)

この案件の場所は国道444号南の芦刈町新村地区を通る市道三王崎新村線北にある農地で、転用目的は自動車整備板金工場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に北側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

議 長

事務局

議 長	<p>なお、この整備工場においては油を使うことはないということで、油の排水対策は特に行われておりません。</p>
8 番	<p>以上でございます。</p> <p>この案件については8番釘本委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p> <p>譲渡人、譲受人は事務局から言われたとおりです。申請農地も同じです。</p> <p>イの申請目的及び位置の検討について、位置としては国道444号線沿いの土地にて自動車整備板金工場をされています。位置としては適当であると思います。</p> <p>ロの計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できます。</p> <p>実現確実性の判定については、土地はお兄さんの土地であり、今まで自動車整備板金工場をしていた経緯もあり、事業計画の実現性はあると思います。</p> <p>被害防除施設及び用排水の検討については、事務局からも言われたとおり油等の排水などはないということで、一応、東側と西側に300型の集水枡を設けてあります。南側は農地として使用されるため、西側にトラクターとかの通路を設けております。それで南側の農地に行くようになっていきます。</p> <p>その他の特記事項としては、令和5年11月26日に事前調査を行いまして確認済みです。</p> <p>そういうことで、令和6年1月5日、小城市農業委員会、農業委員、釘本勝です。</p>
議 長 4 番	<p>以上の報告です。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>居住施設はないということですが、トイレ等は整備されると思うんですが、そこら辺の処理はどういうふうになっておるのでしょうか。</p>
事務局	<p>お答えをいたします。</p> <p>資料の103ページを御覧いただきたいと思います。</p> <p>103ページにゼンリン地図を資料としてつけさせていただいておりますが、申請地の南側に申請者宅があるということで、トイレとか排水に関しては御自宅をお使いになるということで申請時に説明をさせていただいております。</p>
4 番 事務局	<p>以上です。</p> <p>申請者の自宅というのは、〇〇〇〇さんのところでしょう。</p>
4 番	<p>そうです。</p> <p>かなり離れていますよね。</p>
事務局	<p>それと、こっちはお店というか、板金工場ですので、来客等もあると思うんですが。</p> <p>おっしゃるとおりに来客も当然あるかと思うんですが、事前調査のときにも申請者から御自宅のほうをお使いになるということで御説明をいただいておりますので、仮に生活雑排水、トイレとかを設ける場合は、下水道につながることは恐らく無理だと思いますので、合併浄化槽を設置しての排水になるかと思うんですが、申請時には申請者からは生活雑排水の排水はないということで説明をいただいております。</p>
3 番 事務局	<p>以上です。（発言する者あり）</p> <p>実際、距離的にはそこまで離れてはないですもんね。</p> <p>140メートル。</p> <p>はい。すぐ目と鼻の先にあるのかなと私自身は思っておりますので。</p>

4 番 事務局	<p>直接行かれんですよね。 おっしゃるとおり、ちょっと余裕を持っていかないとなかなか難しい距離なのかと。</p>
4 番 10 番 事務局	<p>仮設トイレぐらいは置いとかんばいかんとは思う。 手も洗うし、他の物を洗うこともあるし。 手を洗うに関しては、洗車とかもされますので、そのあたりの排水はあるのかなと思うんですが、食べたもの、飲んだものの器を洗うとかは御自宅をお使いになるということでしたので。</p>
議 長	<p>申請者に対しては再度トイレのほうをどうするのかというのを改めて確認をして、何かしらの回答をもって、また来月の委員会のときにどういったことで対応するという回答があったということで報告をさせていただきます。 ほかに何かございましたら。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号8について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号8は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。 申請番号1から申請番号21まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は4ページから10ページまでを御覧ください。 農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。 本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が19筆、利用権の再設定が63筆、合計で82筆、総面積は19万6,701.84平米でございます。 今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号1から申請番号21までについては原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は11ページを御覧ください。 農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。 本日の所有権移転の審議件数は3件でございます。</p>

議 長	<p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。）</p> <p>以上でございます。</p> <p>申請番号1につきましては、あっせん委員の6番高塚委員に結果報告をお願いします。</p>
6 番	<p>6月の農業委員会であっせん委員に指名される。</p> <p>6月6日、所有者と条件等を確認する。その後、耕作者の〇〇氏と会い、あっせんの申請が出ていることを説明したところ、購入したいと返事をもらう。10アール当たり〇〇万円かどうか、また、暗渠排水等は〇〇氏で実施したとのこと。所有者へ10アール当たり〇〇万円かどうかと〇〇氏の提案を説明したところ、所有者は了解されました。</p> <p>6月8日、所有者へ10アール当たり〇〇万円であっせんが成立したことを伝えました。今後の日程等については事務局より連絡があることを伝えました。</p> <p>畑のほうのあっせんは、8月の農業委員会であっせん委員に指名される。所有者と条件等を確認する。</p> <p>8月11日、〇〇氏にあっせん申請が出ていることを説明したところ、上記の条件で購入してよいと回答を受けました。所有者に10アール当たり〇〇万円であっせんが成立したことを伝え、今後の日程等については事務局より連絡があることを伝えました。</p>
議 長	<p>以上。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>（挙手）</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>申請番号2、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。）</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>（挙手）</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>申請番号3、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。）</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号3については、あっせん委員の10番古賀委員に結果報告をお願いします。</p>

10番	<p>11月6日の農業委員会にてあっせん委員に指名されて、同日に〇〇様に夕方4時半ぐらいに電話をいたしまして、その後、11月9日、〇〇様、買手の〇〇様との面談により、10アール当たり〇〇万円で話し合いをしまして承知してもらいました。</p>
議長	<p>以上です。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は12ページを御覧ください。 農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。 本日の売渡希望の審議件数は5件でございます。 資料は106ページからとなります。 申請番号1について説明をいたします。 申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p>

事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号4について説明をいたします。</p> <p>申請番号4、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号5について説明をいたします。</p> <p>申請番号5、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第5号議案 非農地判断についてを議題とします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は13ページを御覧ください。</p> <p>非農地判断について説明をいたします。</p> <p>資料は別つづりで配付をしておりますので、御覧いただきたいと思います。</p> <p>非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付します。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。</p> <p>今回は2名の方から申請をさせていただいており、審議していただく農地は、田が1筆、畑11筆、合計の1万4,262平米でございます。</p> <p>資料1ページにあります小城町晴気及び畑田の農地については、申請書を受領後に担当が事前に現地確認を行いました。周辺は山林化しており、申請地を特定することができませんでした。そのため、12月25日の農地転用許可申請事前調査時に航空写真を机上で確認し、農地には該当しないと非農地判断したものでございます。</p> <p>資料24ページを御覧ください。</p> <p>また、資料24ページにあります小城町岩蔵の農地については、農地転用許可申</p>

議 長	<p>請事前調査時に現地を確認し、既に原野化しており、農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。</p> <p>農地の所在や地目、面積等は資料を御覧ください。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。第5号議案について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願いします。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。</p> <p>次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を1月26日金曜日、午後1時30分から西館2階2-6会議室にお集まりをいただきたいと思います。当初の予定では1月25日というふうに案内をしておりましたが、1月25日は農業委員、推進委員の研修会がありますので、1日繰延べして1月26日金曜日に行います。</p> <p>2月の定例農業委員会の日時、場所ですが、2月5日月曜日、午後1時30分から、ここ2階大会議室となります。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>以上をもちまして1月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員